

まちづくり促進事業補助金

募集

申請期限

令和8年6月30日(火)

締め切り

各町内会代表者におかれては、制度の趣旨をご理解のうえ、下記にしたがって手続きをお願いします。

1・目的 生涯学習活動の基盤となる町内組織の活性化を図るためのまちづくり活動の推進

2・補助対象 生涯学習の一環として行うまちづくり事業

例 町内夏祭り、三世代交流事業、レクリエーション大会 など

●対象とならない事業

- ×他の市補助金と重複するもの(敬老会、防犯灯設置、市道草刈り等)
- ×市民大清掃に付随する草刈りのみの活動
- ×公益性が低いと認められるもの(事業効果が特定の個人にとどまる等)
- ×飲食のみの活動(花見など単なる懇親会等)
- ×宗教及び政治活動を目的とするもの
- ×営利のみを目的とするもの
- ×備品購入、施設の維持管理を目的とするもの
- ×他団体への助成金 など

3・補助金額(年度あたり)

町内世帯数(4/1 時点)	補助金額(※)
99世帯以下	15,000 円
600世帯未満	20,000 円
1000世帯未満	25,000 円
1000世帯～	30,000 円

※補助金額は、市の予算額の範囲で交付します。よって、申請期限(6月30日)時点で申請団体が多数となり予算額を超える場合は、その額に応じてこの表の補助金額から均等の割合で減額することとなりますのでご了承ください。

4・提出先・期限 各地区コミュニティセンター(6月30日(火)必着)

※事業着手が6月末以前の場合は、事前着手届を提出してください。

5・提出書類

申請時

6月30日(火)まで

- ・交付申請書(様式1)
- ・予定事業説明書

※事情により「概算払(前払)」を希望される場合は請求書をご提出ください。
10月以降の事業のみ(4月～9月分不可)

完了時

当該年度3月末まで
(事業終了後は早めに
提出願います)

- ・実績報告書(様式3)
- ・事業実績説明書
- ・事業の様子がわかる写真、チラシ等
- ・請求書(様式4)

着手前まで

4月～6月末の間に
事業開始する場合は…

★注意★

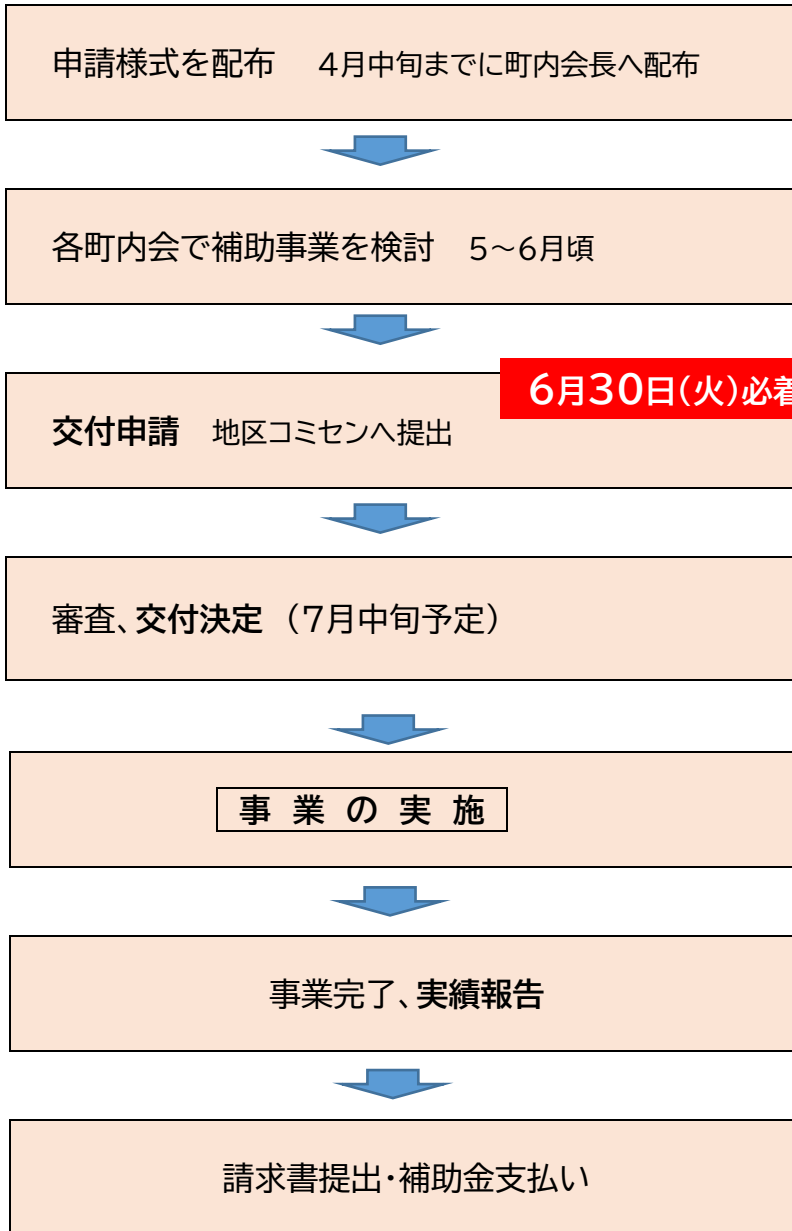
着手前に、事前着手届(様式2)を提出

※請求書(様式4)作成上の注意事項

- *一元化登録済口座以外は、預金通帳確認の上、正確に記入をお願いします。
- *一元化登録済であっても、代表者の変更があった場合は、変更の手続きが必要です。
- *一元化登録以外の口座を指定する場合で、交付申請者と振込み先の口座名義人が異なる場合のみ、「委任状」が必要となります。

*金額の訂正は不可(差し替えになります)
*裏面もごらんください

◆補助金手続きの概要



6月30日(火)必着

着手前までに

4月~6月の間に事業を開始する場合、
着手前に「事前着手届」を提出してください。
※この場合、交付申請日は、事前着手届の日付
とあわせてください。
※7月以降の事業開始であれば不要です。

7月中旬を目途に一括して交付決定します。

実績報告は、当該年度3月末までです
が、事業終了後は早めにご提出ください。

補助金は原則として「完了払」となります。

※「概算払(前払)」をご希望の場合は、申請
時に申し出ください。この場合の補助金支
払いは10月以降となります(4~9月は
概算払(前払)できません)。
なお、概算払(前払)の場合は、事業完了
後、補助金の精算(必要に応じて返戻)が必要
です。

担当 教育委員会 社会教育課
阿部・中島
TEL: 0956-37-6115(直通)
FAX: 0956-37-6137